

平成26年12月4日

神田外語大学 研究活動における不正行為への防止対策に関する取組

神田外語大学は、平成26年8月26日付の文部科学大臣の決定である「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従って、研究活動における不正行為への防止対策に対して、次のように認識し取組むことにした。

1. 研究活動における不正行為への防止対策に対する姿勢

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであるという意味において、科学そのものに対する背信行為であり、また、人々の科学への信頼を揺るがし、科学の発展を妨げるものであることから、研究費の多寡や提供先の如何を問わず絶対に許されない。また、不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもある。

これらのことは、神田外語大学はもとより、個々の研究者、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。

2. 研究活動における不正行為への防止対策への対応

神田外語大学は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律性が基礎であると考えますが、組織としての責任体制を確立させて管理責任の明確化や不正行為の事前防止取組の推進をはじめとして、不正行為の防止に責任を持って対処し、不正行為が起こりにくい環境がつけられるように図るために、研究倫理教育を推進する。

3. 研究活動の活性化

神田外語大学は、不正行為への対応を厳正に行うことは当然であるが、これらの対応は、学問の自由を侵すものとなってはならないことはもとより、研究活動を萎縮させるものとなってはならない。

むしろ、不正行為への対応は、「研究を活性化させるもの」という本来の趣旨を銘記して、研究活動における不正行為の防止に取組むものとする。

以上